

中国新法規速報(2021年3月号)

外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2021年2月に新たに発布された規定は 下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名称	非正常経営類商業ファクタリング会社に関する公告
発布機関	上海市地方金融監督管理局
発布日	2021年2月2日
内容説明	上海市地方金融監督管理局は、上海市において登録されている商業ファクタリング会社につ
	いて精査し、一部のファクタリング会社が監督管理に関する要求どおりに是正を行っておら
	ず、連絡がとれない状態になっており、経営状況、関連データ、直近6か月の監督管理月報
	を提出していない等の非正常経営事由があることを発見し、監督管理規定に基づき、かかる
	ファクタリング会社の名を公表し、かかるファクタリング会社の業務申請を今後は受理せ
	ず、業種の変更又は抹消を要求し、かかる会社と取引を行う者に対して慎重になるようアピ
	ールした。

規定名称	上場会社によるインサイダー情報を知る者の登記管理制度確立に関する規定(改正)
発布機関	中国証券監督管理委員会
発布日	2021年2月3日
内容説明	当該規定は、2011年に発布された同名の規定を基礎として、次の点につき改正したもので
	ある。第一に、新しい「証券法」に基づき、インサイダー情報を知る者、インサイダー情報
	の定義及び範囲が明確化されている。第二に、上場会社のインサイダー取引防止責任が具体
	化され、董事長、董事会秘書等がインサイダー情報を知る者のリストに対し書面確認意見を
	記載する旨が定められ、重大事項の変化に応じてインサイダー情報を知る者のリスト及び重
	大事項覚書を遅滞なく補充提出することが上場会社に対し要求されている。第三に、インサ
	イダー取引防止における証券取引所の職責が強化され、上場会社のインサイダー情報を知る
	者のリストにおける重大事項の範囲、具体的内容、人員の範囲、内容等の記入について具体
	的規定を定めることが証券取引所に授権されており、関連情報について遅滞なく中国証券監
	督管理委員会と享有することが証券取引所に対し要求されている。第四に、仲介機構の協力
	義務が明確化され、インサイダー情報を知る者のリスト及び重大事項覚書を遅滞なく提出す
	ることについて上場会社に協力し、かつ、関連する業務執行規則に従い関連情報について照
	合することが証券会社、法律事務所等の証券サービス機構に対し要求されている。

規定名称	北京市本部企業の高品質の発展を促進することに関連する規矩
\\alpha \alpha \	



発布機関	北京市人民政府
発布日	2021年2月5日
内容説明	当該規定においては、多国籍会社の地区本部及び外資系研究開発本部の認定について、北京
	市商務局が責任を負うことが定められている。当該規定に基づき、多国籍会社の地区本部と
	は、国外の親会社の総資産が2億米ドル以上であり、北京における累計払込済登録資本総額
	が 1000 万米ドル以上である外商投資企業を指し、外資系研究開発本部とは、国外の親会社
	から授権され、北京における累計払込済登録資本総額が200万米ドル以上の専門研究開発機
	構又は研究開発を主とする外商投資企業を指す。北京市政府は、本部企業が中国(北京)自
	由貿易試験区内において、グローバル取引、デジタル経済等の分野を巡り先行して試験営業
	をし、参入がより広く許可され、データ移動がより安全で、資金の出入りがより便利で、人
	材サポートがより強くて、税制優遇がより大きくて、ビジネス環境がより優れた政策を享受
	することを支持し、本部企業が自ら知的財産権を創造し、保護し、運用することを支持し、
	ハイテク技術企業の本部の研究開発、人材導入に対する支持を強化することになる。但し、
	直近3年間において重大な違法行為により税収、生産上の安全性、生態環境等の方面におい
	て処罰を受け、又は直近3年間において法定代表者が刑事上の罪を犯し、若しくは人民法院
	によって信用喪失被執行者リストに掲げられた企業は、上記支持を享受することができな
	V _o

担党互张	プニットフェー (欠)文八取(でわけて)が 上林 (L)と関土て ボスドニスン
規定名称	プラットフォーム経済分野における独占禁止に関するガイドライン
発布機関	国務院独占禁止委員会
発布日	2021年2月7日
内容説明	「プラットフォーム」とは、インターネットのプラットフォームを指し、ネットワーク情報
	技術を通じて、特定の媒体により提供されるルールの下、相互に依存する二者又は多数の主
	体が交流し、それにより共同で価値を創出する商業組織形態を指す。当該ガイドラインは、
	「独占禁止法」を根拠として、インターネットプラットフォーム経済分野の独占行為につい
	て、「独占禁止法」及びそれに付随する法規、規則、ガイドライン等が適用されることを強
	調するものとなっており、総則、カルテル、市場における支配的地位の濫用、企業結合、行
	政権力の濫用による競争の排除・制限、附則の6章計24条から構成され、インターネット
	プラットフォーム経済分野における「独占禁止法」の適用問題について、細かな規定を定め
	るものとなっている。

規定名称	新型コロナウィルス PCR 検査全員実施の組織に係るガイドライン
発布機関	国務院新型コロナウィルス肺炎感染対応合同防止・制御メカニズム総合チーム



発布日	2021年2月7日
内容説明	当該ガイドラインは、新型コロナウィルス肺炎感染防止・制御を全面的かつ適切に行い、新
	型コロナウィルス PCR 検査全員実施を展開する各地方を指導し、グループ抽出調査を科学的
	かつ効果的に完了するために発布された。当該ガイドラインに基づき、人口が 500 万人以下
	の都市においては、2 日内に PCR 抽出検査任務を完了させる能力を備えなければならず、人
	口が 500 万人以上の都市においては、3~5 日内に PCR 抽出検査任務を完了させる能力を備
	えなければならず、各省は、少なくとも 10 の PCR 検査支援チームを設立しなければならず、
	各チームは、1日あたりの検査能力を1万件として関連物資を準備しなければならない。ま
	た、当該ガイドラインにおいては、PCR 検査全員実施の準備段階において、社区(村)を最
	小単位として、様々な方式により管轄区内の住民から情報(住民の氏名、身分証番号、家庭
	住所、連絡先電話番号等)を収集して登記しなければならず、同時に、かかる情報の保護に
	ついても適切に行わなければならない旨が強調されている。PCR検査を受ける者は、関係す
	る作業人員が PCR 検査を完了させ、情報を収集するのに積極的に協力しなければならない旨
	も示されている。

規定名称	銀行保険機構名誉リスク管理弁法(試行)
発布機関	中国銀行保険監督管理委員会
発布日	2021年2月8日
内容説明	銀行保険機構名誉リスクとは、銀行保険機構の行為、従業員の行為又は外部事件等により、
	利害関係者、一般大衆、媒体等による銀行保険機構に対する評価が悪化し、そのブランド価
	値が損なわれ、その正常な経営に不利となり、市場の安定及び社会の安定に影響が及ぶよう
	なリスクを指す。当該弁法は、かかるリスクの管理水準を高め、かかるリスクを有効に引き
	下げ、金融の安定性及び市場の信頼性を維持するために制定されたものであり、かかるリス
	クを管理する主体の責任が明確化されている。当該弁法においては、金融消費者の適法な権
	益を保護するため、銀行保険機構が社会的責任を全うし、信義誠実をもって経営し、サービ
	スの品質を高め、名誉の蓄積を重視し、従業員の教育及び訓練を実施すること、また、一般
	大衆による監督を受け入れ、遅滞なく正確に情報を公開し、情報の不均衡を正し、消費者の
	知る権利を保障すること、さらに、苦情申立て、通報、調停、訴訟等に連動するリスク引下
	げメカニズムを確立し、消費者の合理的訴えを適切に解決することが要求されている。

規定名称	商業銀行のインターネット貸付業務のさらなる規範化に関する通知
発布機関	中国銀行保険監督管理委員会弁公庁
発布日	2021年2月19日



内容説明

インターネット貸付とは、商業銀行がインターネット及びモバイル通信等の情報通信技術を利用して、リスクデータ及びリスクモデルに基づき双方向検証及びリスク管理を行い、貸付申請をオンラインで自動的に受理し、リスク評価を展開し、与信審査、契約締結、貸付支払、貸付後の管理等の業務を完了させ、条件に適合する借入人のために提供する、消費及び日常生産経営上回転される個人的貸付及び流動資金貸付を指す。当該通知は、2020年7月12日に発布された「商業銀行インターネット貸付管理暫定施行弁法」を基礎として、以下の3つの方面について、監督管理基準を統一するものとなっている。

- 1、リスク管理の具体化要求、かかる管理の外注の禁止
- 2、合同貸付出資比率、集中度指標、限度額管理指標のデジタル化(合同貸付出資比率は30%を下回ってはならず、単一の提携者(その関連者を含む)に支給する貸付残高は一級資本純額の25%を上回ってはならず、インターネット貸付残高は全貸付残高の50%を上回ってはならない)
- 3、区域を跨る経営の制御(銀行がインターネット貸付業務を展開する場合には、当地の顧客に対しサービスを提供することができるのみであり、登録地の管轄区を跨ってインターネット貸付業務を展開してはならない)

規定名称	社債発行及び取引管理弁法(改正)
発布機関	中国証券監督管理委員会
発布日	2021年2月26日
内容説明	当該弁法においては、第一に、社債公開発行登録制が定められ、社債公開発行の条件、登録
	手続、証券取引所の審査業務に対する監督メカニズムが明確化されており、第二に、新しい
	「証券法」の内容に応じて、証券サービス機構届出、受託管理者関連規定、募集資金の用途、
	重大事件の範囲、公開承諾の開示義務、情報開示ルート、専業投資家及び一般投資家の区分
	等の事項に改正が加えられており、第三に、事中事後の監督管理が強化され、発行者及びそ
	の支配株主・実際の支配者、主幹事引受機構、証券サービス機構の責任が確定され、債務逃
	避等の債権保有者の権益を損なう行為が厳禁され、社債発行の構造化に対する制限に関する
	条項が追加されており、第四に、債券市場監督管理に合わせて改正が行われ、社債取引場所
	が調整され、社債公開発行信用評価に係る強制的規定が取り消され、社債非公開発行い関す
	る監督管理メカニズムが明確化され、社債発行にあたり地方政府の債務管理に関する規定に
	適合しなければならないことが強調されている。

以上

免責文言: 本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日(作成日)時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責:水野海峰、厳海忠、仇海珍